

長野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、婚姻に伴い新たな生活を始める新婚世帯の経済的不安の軽減及び少子化対策の強化を図るため、新婚世帯が行う対象住宅の取得若しくは賃借、リフォーム（建物の増改築、模様替え等をいう。）又は引っ越しに要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 婚姻日（婚姻の届出をし、受理された日をいう。以下同じ。）が令和7年1月1日から令和8年1月31日までの間にある夫婦をいう。
- (2) 対象住宅 新婚世帯が、婚姻に伴い、自らの居住の用に供する住宅をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻日における夫婦の双方の年齢が39歳以下であること。
- (2) 夫婦の双方が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民票に記載されている住所が対象住宅の住所であること。
- (3) 前年（1月にあっては、前々年。以下同じ。）の夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が前年に奨学金の返還を行っていた場合には、夫婦の所得の合計額から当該期間の奨学金の返還額を控除した額が500万円未満であること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、この要綱による補助金と同種のものであると市長が認める国又は地方自治体の補助金等（長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付要綱（令和4年長野市告示第464号）による補助金を除く。）の交付を受けていないこと。
- (5) 当該新婚世帯が再婚によるものである場合には、夫婦の双方又は一方が、再婚前にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと（第11第2項の規定により交付を受けたものとみなされる場合を含む。）。
- (6) 夫婦の双方が市税を滞納していないこと。
- (7) 夫婦の双方が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

(対象経費及び補助率等)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、交付対象者が令和7年4月1日から令和8年1月31日までの間に支払を行った対象住宅に係る

次の表に掲げる費用とする。

区分		対象経費
住居費用	取得	対象住宅の取得に要した費用（婚姻日の1年前の日からこの補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行う日までの間（以下この表において「対象契約期間」という。）に契約した対象住宅の建築又は購入に係る費用に限り、仲介手数料及び土地の購入に係る費用を除く。）
	賃借	対象住宅の賃料（駐車場に係る部分を除く。）、敷金、礼金、共益費、保証金（これに類するものを含む。）及び仲介手数料。ただし、婚姻日前の期間に属するものにあつては、婚姻に係る同居に要するものとして市長が認めた費用に限る。
引っ越し費用		対象住宅への家財等の運搬に要した費用（対象契約期間に事業者と契約したものに限る。）
リフォーム費用		対象住宅の修繕、改築及び増築、設備の更新等に要した費用（対象契約期間に事業者と契約したものに限る。）

2 対象経費に対し、住宅手当（これに類するものを含む。以下同じ。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助、住宅扶助その他公的給付として市長が認めるものの支給を受けている場合には、対象経費の額から当該支給額に相当する額を控除するものとする。

3 補助金の補助率は、対象経費の10分の10以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 補助金の交付の限度額（以下「交付限度額」という。）は30万円とする。ただし、婚姻日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の場合にあつては、60万円とする。

（交付の条件）

第5 この補助金を交付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 交付申請を行う日からおおむね2年以上継続して本市に居住する意思があること。

(2) 国等が実施する本事業に係るアンケート等に協力すること。

(3) その他市長が補助金の交付の条件として必要と認めること。

（補助金の交付申請）

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 戸籍謄本、婚姻届受理証明その他婚姻関係にあることを証する書類

(2) 夫婦に係る住民票の写し

(3) 課税内容証明書その他夫婦の所得が分かる書類

(4) 奨学金の返還額が分かる書類（奨学金の返還を行っていた場合に限り。）

(5) 同意書兼誓約書（様式第2号）

- (6) 対象経費に係る契約書の写し
 - (7) 対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の写し
 - (8) 夫婦双方の長野市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書（様式第3号）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 補助金の交付の申請は、一の交付対象者ごとに、当該申請を行う年度につき2回を限度とする。
- 4 第1項及び第2項に規定する書類は、令和7年7月1日から翌年1月31日までの間に提出するものとする。
- （補助金の交付請求書）
- 第7 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）によるものとする。
- （継続交付申請）
- 第8 この補助金の交付を受けた新婚世帯であって、当該交付を受けた補助金の額（以下「受領額」という。）が交付限度額に達していないものは、婚姻日の属する年度（第9において「婚姻年度」という。）の翌年度においても交付対象者となることができる。
- 2 前項の交付対象者が交付申請を行う場合の第4第1項及び第4項並びに第6第4項の規定の適用については、第4第1項中「令和7年4月1日から令和8年1月31日まで」とあるのは「令和8年4月1日から令和9年1月31日まで」と、「費用とする。」とあるのは「費用であって、前年度の対象経費と同一の区分にあるものとする。」と、同第4第4項中「30万円」とあるのは「30万円から受領額を控除した額」と、「60万円」とあるのは「60万円から受領額を控除した額」と、第6第4項中「令和7年7月1日」とあるのは「令和8年7月1日」とする。
- 3 第1項に規定する交付対象者が交付申請を行う場合には、第6第2項第1号から第4号までに規定する関係書類の添付を省略することができる。
- （翌年度に補助金の交付を受けるための資格認定等）
- 第9 次のいずれかに該当する新婚世帯であって、令和7年4月1日から令和8年1月31日までの間に対象経費がないものは、令和8年3月31日までに資格の認定を受けた場合に限り、婚姻年度の翌年度において交付対象者となることができる。
- (1) 第3各号のいずれにも該当する新婚世帯
 - (2) 第3各号（第2号を除く。）のいずれにも該当する新婚世帯であって、次のア及びイのいずれにも該当するもの
 - ア 夫婦の双方又は一方が、次項の規定による資格の認定の申請を行う日において住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - イ この第9の規定による資格の認定を受けた日から交付申請を行う日までの間に第3第2号の要件を満たす予定であること。
- 2 前項の資格の認定を受けようとする者は、長野市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第5号）に、第6第2項第1号から第4号までに規定する関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査するとともに

に、必要に応じて実地調査等を行い、認定の可否を決定し、その旨を同項に規定する書類を提出した者に通知するものとする。

- 4 前3項の規定による資格の認定を受けた者（以下「資格認定者」という。）が交付申請を行う場合の第4第1項及び第6第4項の規定の適用については、第4第1項中「令和7年4月1日から令和8年1月31日まで」とあるのは「令和8年4月1日から令和9年1月31日まで」と、第6第4項中「令和7年7月1日」とあるのは「令和8年7月1日」とする。

- 5 資格認定者が交付申請を行う場合には、第6第2項第1号から第4号まで（第1項第2号に該当する資格認定者にあつては、第2号を除く。）に規定する関係書類の添付を省略することができる。

（資格認定の取消し）

- 第10 市長は、資格認定者が偽りその他不正の手段により資格の認定を受けた場合、交付申請を行わない場合その他市長が適当でないと認める場合には、資格の認定を取り消すことがある。

（補助金に係る手続）

- 第11 この要綱に定める補助金に係る手続は、新婚世帯のいずれか一方の者が行うものとする。

- 2 前項の規定により新婚世帯のいずれか一方の者が補助金に係る手続を行い、補助金の交付を受けた場合には、当該新婚世帯の他方の者も交付を受けたものとみなす。

（補則）

- 第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる交付の決定又は資格の認定に係る補助金について適用し、同日前に行われた交付の決定又は資格の認定に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる交付の決定又は資格の認定に係る補助金について適用し、同日前に行われた交付の決定又は資格の認定に係る補助金については、なお従前の例による。